

墨田区子ども子育て会議

2014/5/12 資料

学齢ワーキンググループの今後の活動計画(案)

(野原、服部試案)

I：墨田区における学童クラブ条例の審議と承認、その後の対応など

- ① 内閣府学童クラブ部会の最終報告を受けて、墨田区学童クラブ条例の策定に関わる。
- ② 墨田区における学童クラブは環境整備においてほぼ問題が無いので、条例の策定はスムーズに進むものと考えられる。

II：学童クラブの質について検討するー改定放課後児童クラブガイドラインをふまえてー

*委員からの質問を中心に学童クラブの質について検討する。

(1) 学童クラブの質を考える視点

- ① 利用児童の視点からー子どもの最善の利益の視点に立ってー
- ② 保護者の立場からー安心して預けられる、安心して働けるー
- ③ 行政の視点からー条例の遵守ー
- ④ 従事する職員の資質の視点から
- ⑤ 事業受託者の視点からー事業理念、職員研修、労務管理、福利厚生などー

(2) 学童クラブの質を点検するベースとして、改定学童クラブガイドラインを用いる。

III:学童クラブの質を検証するために (試案)

1：事業の目的の視点から ーガイドライン 1ー (1) ー

① 法的根拠ー児童福祉法第六条の二ー

「放課後健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を言う。」

② 放課後児童健全育成事業は社会福祉法第二条の 3 において、第二種社会福祉事業に定められている。

2：環境的な視点から

① クラブ室の立地条件について

- *児童館併設 *学校内併設 (校舎内・校舎外) *単独で設置
- *遊び場はあるか (児童館体育室、学校体育館、校庭、公園など)

② クラブの定員、広さについて

- *おおむね 40 人の定員は守られている。
- *人数×1.654 m²は確保されているか

③ クラブ室の生活設備、空調設備について

*生活のアメニティ（生活の快適性）は保障されている。

*調理設備、水のみ場、病気のときの休息の場などは整えられている。

*トイレ、ロッカー、下駄箱などについて

*冷暖房設備、換気など

④ クラブ室の遊具、教材の整備について

*放課後の生活を充実させるための遊び道具は備えられている。

・図書、伝承遊び遊具（けん玉、コマ、おはじき、メンコ、ベイゴマ、各種ボードゲーム、各種カードゲーム、優良ビデオソフト、ボール類、一輪車、竹馬、縄とび、など

⑤ クラブ室の教材（遊具、文具、資材ほか）の整備について

*活動のための紙類、工作材料ほか

3：学童クラブの事業展開の視点から

(1) 学童クラブに通う子どもへの育成、支援の内容 5ー(1)

① 子どもが進んでクラブに通い続けられる受け入れ態勢が出来ている。

② 信頼できる指導員がいて、子どもは安心して過ごせている。

③ 子どもは学童クラブを自分の居場所として受け入れ、見通しを持って過ごすことが出来ている。

④ 子どもが放課後に安心して過ごすための休息や健康への配慮がなされている。

⑤ 子どもたちに適切なおやつが提供されている。

⑥ 子どもの発達に応じた遊びや活動への支援がなされ、その環境が整備されている。

⑦ 子どもの安全、安心が保障される体制が整っている。

⑧ 子どもの養育、発達面において、求められる固有の支援がなされている。

(2) 学童クラブ指導員の職務とその遂行 6ー(1)

4：指導員の職務内容（育成内容）を検証する視点から

<子どもへの処遇の視点から>

① 一人ひとりの子どもの状態を把握している。

② 学童クラブの生活の中で、基本的な生活習慣習得への支援が行われている。

③ 遊びや諸活動の中で子どもの発達を促し、放課後の生活を支えることが行われている。

④ 危険から子どもを守る配慮、と共に子どもが自らを守る力を育てている。

⑤ 保護者との連携を強め、双方で子どもの育ちを支えている。

⑥ 地域社会との交流を広げ、地域の人々と協力し子どもたちが育つ環境を共に作っていく。

⑦ より良い育成支援のために、学校や関係機関との連携を深める。

⑧ 子どもの社会化を促すための体験活動を行う。

5：指導員の日常業務の視点からークラブの円滑な運営を進めていくためにー

① 指導計画の作成と実施

② 年間行事計画の作成と実施

- ③ 指導員間における個々の子どもの情報、育成内容の共有
- ④ 会議、研修の実施、記録の整理
- ⑤ 学校や諸機関との連携、調整
- ⑥ 行事の企画と実施、記録
- ⑦ 清掃、衛生管理、安全点検、整理整頓など
- ⑧ 便りの発行、連絡帳への応答、諸記録の作成と提出

6：＜危機管理の視点から＞

- ① チェック表による施設の安全、安心の点検
- ② 火災を想定した避難訓練、大災害を想定した訓練の実施
- ③ 不審者乱入へ対策と訓練
- ④ 交通安全訓練
- ⑤ 保護者との連絡についての対策――斉メールなど――

IV：墨田区の学童クラブの充実のために――質の水準を保つために――

- ① 学童クラブの現場検証の実施
 - * 区内の学童クラブ―児童館併設、学校内、単立、民間等の学童クラブの現場を見学し、今後の施策の充実につなげる。
- ② 学童クラブ指導員の意見を聞く場を設ける。
 - * 実際に指導に当たっている指導員の悩みや意見を聴取し、今後の学童クラブの質の向上につなげていく。
- ③ 学童クラブ利用児童の保護者の意見を聞く場を設ける。
 - * 子どもを預けている保護者の意見、希望などを聴き、より安心して預けられる学童クラブを目指す。
- ④ 学童クラブの育成の質の向上を図るための研修について検討する。
 - * 子どもの健全な成長支援、安全安心を保障していくために必要な研修内容を検討し、提案していく。
- ⑤ 「学童クラブ協議会」(仮称)を立ち上げ、区民レベルでのサービスの質の向上に努める。
 - * 公的な事業である学童クラブが適切に事業を推進していくために、公的な視点での検証の場とする。
 - * メンバーは保護者、学校関係、地域関係、事業者代表、有識者、学齢部門メンバー、
- ⑥ 学童クラブ利用児童、保護者にアンケートを実施して、質の向上につなげていく。
 - * 年 2 回程度、利用児童ならびに保護者にアンケートを実施し、サービスの向上に活かしていく。
- ⑦ 学童クラブ受託業者との協議の場を持つ。
 - * 墨田区はすべての学童クラブ(コミュニティ会館は除く)が民間に委託されている。
 - * 委託業者の事業に対する考えや姿勢を検証し、より良いクラブ運営につなげていく。

V：今後の学齢部会の活動について

- ① 次世代育成支援行動計画推進協議会の成果を生かし、墨田区の放課後健全育成の対策を検討し区に提言していく。
- ② 区内で活動している児童健全育成団体の全体協議会を年2回程度の開催し、総合的な視点から、区の健全育成活動に提言を行う。
- ③ 小学校高学年、中学生の健全育成活動を担う児童館事業の検証と提言を行う。
- ④ その他、児童健全育成に関わる講演会、シンポジウムなどを開催する。
- ⑤ 子どもの放課後健全育成に関わる諸団体の横断的な連絡協議会を立ち上げ、次世代育成支援活動の充実を図る。